

「青森県食の安全・安心対策総合指針」の骨子案について

「青森県食の安全・安心対策総合指針」は、平成15年6月に策定し、情勢の変化に合わせて概ね5年ごとに見直している。

現行指針の取組期間は平成25年度から平成29年度までとなっており、平成29年度に改定作業を行う。

1 指針改定の考え方

基本的な推進方向はこれまでの指針を踏襲しつつ、現行指針における推進目標の達成状況と新たな情勢変化を踏まえ、指針内容を改定する。

なお、今回の改定内容については、第23回の本部会議（H28.8.1開催）において意見を伺い、これを反映して改定している。（詳細については、裏面のとおり）

2 指針改定までのスケジュール（案）

平成28年8月1日	<第23回本部会議> ・総合指針改定に当たっての考え方（案）の提示
平成29年3月21日	<第24回本部会議> ・食品中の放射性物質検査に係る国のガイドライン見直し（案）及び本県の対応方針について
平成29年6月～12月	・県が改定案を作成
平成29年7月26日	<第25回食の安全・安心対策本部会議> ・総合指針改定の骨子案提示、委員から意見を聴取
平成29年11月下旬	<第26回食の安全・安心対策本部会議> ・総合指針の改定案を決定
平成30年1月	<パブリックコメントの実施>
平成30年2月上旬	<次期「食の安全・安心対策総合指針」の改定・公表>

(別紙) 第23回青森県食の安全・安心対策本部会議 (H28. 8. 1開催)

～総合対策指針見直しに係る委員からの意見等～

基本方針	総合対策指針見直しに向けた意見等の主旨	対応方針
I 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜に使用する抗生物質の耐性菌が出現しないようにすることは重要であることから、重点取組として推進すべき。 (上野委員、山内委員) 	行動計画2、重点取組の⑧として新設
II 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPは国が義務化する方針であり、HACCP、A-HACCPの認証推進を重点取組として推進すべき。 (上野委員、川村委員、山内委員) 	行政支援を進める観点から、基本方針IV、行動計画1、重要取組の⑤として新設
III 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます	<ul style="list-style-type: none"> ・県が推進する「短命県返上」の取組は、本県独自の取組であり、「食育」の取組とともに、重点取組として推進すべき。 (川村委員、山内委員) ・本部会議の各構成機関が講習会等を実施した割合である「組織割合」は、各委員の関わり方が重要であり、推進目標として残すべき。 (川村委員) 	行動計画2、重点取組の④として新設
IV 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示ウォッチャーについては、旧JAS法だけでなく、食品衛生法や健康増進法も包括した現在の食品表示法に基づいた活動をすることが重要である。(川村委員) 	行動計画3、重点取組の①、④を修正
V 県は緊急時における対応を整備・強化していきます	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府や他県との連携が重要であり、取組を推進するべき。(山内委員) 	行動計画3、重点取組の①を修正
VI 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます	<ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	